学校法人 北星学園 ガバナンス・コードの遵守状況

点検基準日:2024年9月17日

学校法人 北星学園 ガバナンス・コード

はじめに	根拠規程(非公表)
私学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。 中でも私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において中等・高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。 今後とも、学校法人北星学園の建学の精神に基づき、私立大学・学校としての使命を果たしていくために、また、教職員はその理念を具現する存在であるために、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学・学校づくりを進めていきます。また、2020年3月に「学校法人北星学園 中長期計画~グランドデザイン2020-2040~」を策定・公表し、学生・生徒を始め様々なステークホルダーに対し、大学・各学校の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、中長期的な価値の向上を目指していきます。 本ガバナンス・コードは、本学園が公共性と自主性を基本にした自律的な取組みとして活用することを目的としています。今後も、法令改正等に応じて必要があれば改正し、より適切な「学校法人 北星学園 ガバナンス・コード」を目指すこととします。 2024年1月1日学校法人 北星学園 理事長 古川 敬康	_
※ 以下本文中、特段の注記がない限り「北星学園大学」の表記には「北星学園大学短期大学部」を含みます。 第1章 私立大学・学校の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重	
1-1 学校法人北星学園の建学の精神、理念	_
2020年3月に策定した「学校法人北星学園 中長期計画~グランドデザイン2020-2040~」において、『学校法人北星学園の Cornerstone』として2040年までに達成する目標として以下の通り確認しました(2023年5月改訂)。	
(1) 建学の精神、理念	_
キリスト教に基づく教育	_
(2) ミッション	_
* 北星学園の創立者サラ・C・スミスが校務日誌に記した「基本理念(Mission)」 The fundamental idea of a school is to educate in the various branches of useful knowledge and thus fit the pupils for the various duties and responsibilities of active life. The religious and spiritual influence brought to bear on the pupils is the most important thing in the school. Both of these ideas may and should be realized in a good school. およそ学校の根本理念は、生徒にさまざまな分野での有用な知識を教え、生徒が実生活においてさまざまの義務と責任を全うしうるように教育することにある。また、生徒に及ぼす宗教的霊的影響は、本校において最も重要なものである。この二つの理念は、良い学校を作るためには実現されなくてはならないものなのである。〔翻訳の一例/出典:北星学園百年史〕	-
(3) 学校法人北星学園のCornerstone: 2040年へ向けて	_
 1. キリスト教に基づいた教育を行っていく。 2. グローバルなブランドイメージをさらに高め、確固たるものにすることを目指す。 3. 総合学園として、社会から求められ、"選ばれ続ける"学校法人を目指す。 4. ガバナンス(経営体制)の強化を推進する。 5. 健全な財政基盤の確立を目指す。 	-
(4) 北星学園として育む人物像	_
基本:自己を確立し、他者を尊重することで人と向き合い、寄り添える『人間性』『社会性』『国際性』を持ち合わせた人。 1. 自らの役割を全うする強さ、知識と知恵と教養、そして他者と共生できる『人間性』を持ち合わせた人。 2. 様々な問題が溢れ、解決方法が見えづらい世の中において、個性や自分らしさを発揮し、困難を抱える人を支える役割を担える『社会性』を持ち合わせた人。 3. 「新しい価値創造」を求めて、地域社会に貢献する力を有し、世界各地で活躍できる『国際性』を持ち合わせた人。 (5) 掲げた人物像に育むために養いたい力	-
基本: しなやかな精神的骨格を形成すること。 1. 本質を見抜く力(課題発見・探究・知識・教養・判断力) 2. 未来を描く力(ビジョン設定・計画立案・表現力・創造力) 3. 未来を動かす力(自立・自発性・協調性・コミュニケーション能力)	_

1-2 北星学園大学・北星学園大学短期大学部の建学の精神、理念	根拠規程(非公表)
(1)建学の精神、理念	_
建学の精神、理念は次のとおり「ミッション・ステートメント」として、2004年度に再確認しました。 北星学園は、その歴史が一世紀を越えてなお創立者サラ・C・スミスの愛と知と技に基づく教育の志を継承しつつ今日に至ってい	
ます。北星学園大学は、その時代を越えて継承されてきた想いを、今後も教職員・学生の連携に基づき、そこに携わったすべての 者において継承し続けるために、この使命を宣言します。	_
ミッション・ステートメント	
私たち北星学園大学に集う者は、正義と良心に従い、自由に真理を探求し、真理によって自由を得ることを目指します。 私たちは、移りゆく時代の中で、地域・社会・世界の諸情勢に絶えず目を向け、その中における北星学園大学の存在意義を確認	
し、本学の果たしていく役割を考え、実践することを目指します。 私たちは、世と時代が作り出した、悲惨な出来事に対して、平和と尊厳を作り出していくために、北星学園大学が果たしていく 役割を考え、実践することを目指します。	
私たちは、北星学園大学における教育・学習・研究から知と技を生み出すとともに、それらが社会において成果を発揮し、社会において貢献できる存在となることを目指します。	_
私たちは、このような志の下に契約に基づいて集い、そこから愛の献身と批判的精神において、自由な交わりと活動が営まれる 北星学園大学であることを目指します。	
『求めよ、そうすれば、与えられるであろう』(マタイによる福音書7章 7節)	
(2) 建学の精神・理念に基づく人物像	_
建学の精神・理念に基づく人物像は次のとおり、2004年度に再確認しました。	
北星学園大学では、従来、教育目標として、「人間性・社会性・国際性」の育成を掲げてきました。そして 2004 年度からは、それを	_
十分に活かしつつ、キリスト教を基に創設された北星学園に属す大学として、建学の精神を高等教育によりふさわしい形で展開す	
るために、基本理念を以下のように定めました。	
本学は、プロテスタンティズムを建学の精神とする北星学園に属す。北星学園大学の基本は知的誠実である。それは、神の前で自	
己や自国を相対化し、謙虚に学びつづける姿勢である。「神を畏れることは知識の初めである」(旧約聖書:箴言1章 7節)。	
自他の人格の尊厳を知り、人間を何かの手段と見ないキリスト教的価値観が、本学の営みの根底に潜む。見識を備え責任を自覚し、	
社会に貢献する独立人を養成することが、本学の目標である。それは、抑圧や偏見から解放された広い学問的視野のもとに、異質	_
なものを重んじ、内外のあらゆる人を隣人と見る開かれた人間である。そういう意味での自由を本学は目指している。『真理はあな	
たがたに自由を得させるであろう』(新約聖書:ヨハネによる福音書8章 32節)。	
本学は、開学以来、地域・社会・世界に開かれた大学を目標としているのである。	
しなやかな精神的骨格を持った、個性ある大学として、時流や利害に流されない独立した人格を学生のうちに育てたいという願い	_
が、この文言には強く込められているのです。	

1-3 北星学園大学・北星学園大学短期大学部の教育・研究の目的遵守					
(1) 建学の精神・理念に基づく教育・研究目的			_		
北星学園大学の建学の精神(理念)に基づく、教育目	的及び	研究目的は次のとおり学則に明記しています	_		
①大学の教育目的及び研究目的 大学:キリスト教による人格教育を基礎とし、瓜 揮させることを目的とする。	広く教養	を培うとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、応用的能力を発	-		
奉仕に生きる自由な人間を育成する		を施し深く教養を培わせるとともに専門の知識と技能を修得させ、愛と :目的とする。			
し、国際社会において求められる柔軟な対応力と コミュニケーション能力を備えた人材の育成を目的		るとともに、高度な英語運用能力及び自文化に対する深い理解力を養成。			
		るとともに、社会の現場で自ら問題を見つけ出し考え行動する力を養成コミュニケーションの活性化に貢献できる人材の育成を目的とする。			
経済学の理論的・歴史的な学問体系を踏まえて国課題について教授することを通じ、経済学的思考と リストを育成することを目的とする。		経済問題や現代世界のグローバルな -バルな視座とを身に付けて社会のさまざまな状況に対応できるジェネラ			
		的で国際的な知識、情報処理に関する最新の技法を教授するとともに、 ティング、会計、情報の各分野で活躍できる人材の育成を目的とする。			
経済学と法律学から成る学科専門科目群の中から 要な実践的な能力と倫理観を備えた、社会に有為な 6 社会福祉学部 福祉計画学科		・金融、公共法政策、法律・法務等の領域に関する専門知識を学修し、必 育成を目的とする。			
マインドを持った企業人及び公務員として活躍でき 7 社会福祉学部 福祉臨床学科	る人材				
実践の中で研鑚・研究する能力を養成し、真に実践 8 社会福祉学部 社会福祉学科	力のあ	授するとともに、多様な実践環境に対応したソーシャルワーク実践能力、るジェネラリスト・ソーシャルワーカーの育成を目的とする。			
	題と向	、分析力、デザイン力、支援力、企画・実践力、研究力を育むことを通し き合い、「多様性を認め、共に生きる社会の構築・実現」「地域社会の活性	_		
において、自己と他者、及びその関係性をより良く の育成を目的とする。		知識を教授するとともに、医療、教育、福祉、産業、組織など様々な現場、 広くウェルビーイングを達成するための実践力と人間性を備えた人材			
		らず広範な分野にわたる専門教育を実践的に教授するとともに、総合的 断力及び適切なコミュニケーション能力を備えた人材の育成を目的とす			
		識・技術を教授し、生活に存在する問題を発見して適切に表現する能力、 体的、能動的に生活の知的創造ができる人材の育成を目的とする。			
1-3 北星学園大学・北星学園大学短期大学部の教育・研究の目的	遵守	遵守状況	根拠規程(非公表)		
(2) 中長期ビジョンの策定と実現に必要な取組みについて	0	中長期計画の策定については、私立学校法に基づき寄附行為に規定 し、遵守しています。	寄附行為第 14 条第1項11号		
2020 年 3 月に策定した「学校法人北星学園 中長 期計画~グランドデザイン 2020-2040~」におい		し、ほうしているす。 左記のとおり「学校法人北星学園 中長期計画〜グランドデザイン 2020-2040〜」を策定し、推進にかかる取組みを行っています。また、	本和「祝 「 つ		
て、『大学・短期大学の目指す姿』として 2040 年 までに達成する目標と、必要な取組みについて、		2023 年度中には「2030 年の Milestone (中期目標)」に基づく、「アク			
以下のとおり確認しました。 1.「北星らしさ」を具現化した教育研究活動を追究・実践・発信し、全国的な「知名度」を有す		ションプラン」「KPI 指標」「数値目標」を設定することを予定し、中 長期計画に基づいた大学運営のさらなる実質化に向け、取組みを推進 します。			
る高等教育機関 2.国籍や年代などを問わず学びを深めたい多様 な人々から必要とされる(選ばれる)高等教育 機関					
3. 社会および地域が抱える課題に対する本学の 役割を考え、社会に貢献できる高等教育機関 4. 北海道・札幌と、世界・全国を結ぶハブ(拠点)と なる高等教育機関					
「2040年までに目指す姿」の実現に向けて、中長 期計画では「強化・改革に取組む事柄」と、それ に基づいた「2030年Milestone(中期目標)」を					

設定しています。中長期計画の推進にあたっては、設定した中期計画に基づいた単年度運営計画を策定し、そのうえで各部局・センターが運営計画に沿った活動を目指し、進捗管理・自己点検を通して各取組みの推進を図ります。年度末には、運営総括のなかで各取組みを評価し、次年度運営計画に引き継ぎながら中長期計画の推進を目指していきます。 また、必要に応じて中長期計画を見直すことで、実態に即した取組みとなるよう改善していきます。 1-4 北星学園女子高等学校の建学の精神、理念及			
び教育の目的	遵守	遵守状況	根拠規程(非公表)
(1)建学の精神、理念	-	-	-
北星女子中学高等学校の建学の精神(理念)について、次のとおり学則に明記しています。 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中等普通教育に引き続き高等普通教育又は専門教育の6年間を一貫して施すとともに、キリスト教主義教育によって、高い人格と奉仕の精神を養い、社会並びに家庭においてあらゆる義務と責任を全うできる有能な女性を育成することを目的とする。	-	-	-
(2) 建学の精神・理念に基づく教育目的	_	-	-
本校の建学の精神(理念)に基づく、教育目的は次のとおり学則に明記しています。	-	-	-
 ①高等教育の本分を達成させ、社会の有為な形成者としての必要な資質を養う。 ②社会で果さなければならない使命を自覚させるとともに、それぞれの個性を尊重し、将来にそなえて一般的な教養と、専門的な技能を習熟させ、各人に応じた適正な進路を決定させる。 ③キリスト教主義教育により、歴史を形成する主体としての自己を認識させ、社会に対する広く深い理解と、健全な批判力を養うことで他者と共に生きる社会性や協調性を育てる。 			
1-5北星学園大学附属高等学校の建学の精神、理 念及び教育の目的	-	-	-
(1)建学の精神、理念			
北星学園大学附属高等学校の建学の精神 (理念) について、次のとおり学則に明記しています。本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、高等学校教育を施すとともに、キリスト教精神を基礎とした人格教育を施すことを目的とする。			
(2)建学の精神・理念に基づく教育目的			
本校の建学の精神(理念)に基づく、教育目的は次のとおり学則に明記しています。 ①生徒の可能性を信頼し、明るい民主的な生徒集団をつくる。 ②心と体を開き、共に生きる仲間づくりをすすめる。 ③みんなの自由を創造するため、責任ある個人をめざす。			
④たくましい身体をつくり、未来を拓く力を育てる。1 − 6 北星学園余市高等学校の建学の精神、理念及			
び教育の目的			
(1)建学の精神、理念			
北星学園余市高等学校の建学の精神(理念)について、次のとおり学則に明記しています。本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、高等学校教育を施すとともに、キリスト教精神を基礎とした人格教育を施すことを目的とする。			
(2) 建学の精神・理念に基づく教育目的			
本校の建学の精神(理念)に基づく、教育目的は次のとおり学則に明記しています。 ①キリスト教精神に基づき、愛をもって、神と人につかえる精神を養う。 ②社会で果たさなければならない使命を自覚させる			

とともに明るく健康な身体を備え、自然や社会を正しく科学的に分析、判断できる力を養う。 ③歴史を形成する主体としての自己を認識させ、自主的、自発的に行動できる力を養い、他者とともに生きる社会性や協調性を育てる。 1-7 北星学園女子中学校の建学の精神、理念及び教育の目的			
(1)建学の精神、理念			
北星学園女子中学校の建学の精神(理念)について、次のとおり学則に明記しています。本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、中等普通教育及び高等普通教育又は専門教育の6年間を一貫して施すとともに、キリスト教主義教育により、高い人格と奉仕の精神を養い、本校併設の北星学園女子高等学校と相俟って身心健全な女子を育成することを目的とする。 (2)建学の精神・理念に基づく教育目的			
本校の建学の精神(理念)に基づく、教育目的は次のとおり学則に明記しています。 ①中学教育の本分を達成させ、社会の形成者としての必要な資質を養う。 ②社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養う。 ③キリスト教主義教育により、社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養う。 第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)			
第2章 女定性・継続性(学校法人連宮の基本) 本法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、大学・各学校の価値の向上を実現します。本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。 2-1 理事会			
(1) 理事会の役割			
①意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を 決し、理事の職務執行を監督します。	0	 ①ア(役割)私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。 	寄附行為第 13 条 第3項
②理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する法人における重要事項 を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録 して保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされる よう留意します。	0	②ア(議決事項明示) 私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。 イ(議事録) 寄附行為に規定し、遵守しています。 ウ(業務執行者からの報告) 重要事項については適宜理事会に報告しています	ア: 寄附行為第14 条 イ: 寄附行為第15 条
③理事及び大学・各学校運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学・各学校の運営責任者(学長及び校長等)に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学・各学校の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	0	③ア(業務執行の監督) 寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、事業報告書及び決算書類等を通して、学校法人及び設置学校の業務を監督しています。 イ(ガバナンス) 業務適正化のための各種規定整備、意思決定過程の可視化、監査機能、危機管理体制の整備等を行っています。	ア: 寄附行為第14 条 第1項第13号 イ:特になし(実態 に沿った記載)。
④理事会の構成員である学長・副学長・校長の体制 ア 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担さ せ、管理する体制としています。 イ 学長、副学長及び校長の所掌する校務及び所属教 職員の範囲については、可能な限り規程整備等に よる可視化を図ります。	0	④ア(副学長配置) 学則に規定しています。 イ(職務可視化) 副学長の職務については、北星学園事務組織、職務及 び事務分掌規程、大学規程に規定しています。また、副学長の所掌校務 及び担当部署の範囲を示した「北星学園大学の組織・機構図」を作成し、 可視化しています。	ア:学則第 46 条 (短大学則第 36 条) イ:大学規程第6 条、組織・機構図
⑤実効性のある開催 ア 理事会は、年間の事業計画の進捗管理とともに、 適宜、実効性を高めるための審議に注力します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。	0	⑤ア(事業計画) 理事会において、適宜、各学校からの報告を受け、必要に応じて事業計画に かかる審議を行っています。イ(審議時間確保) 審議時間を十分確保しています	ア・イ:特になし (実態に合わせた 記載)

⑥役員(理事・監事)は、(ア)その任務を怠り、本法	0	⑥(ア)(法人に対する損害賠償責任)私立学校法に基づき寄附行為に	(ア):寄附行為第
人に損害を与えた場合、(ィ)その職務を行う際に		規定しています。な お、基準日時点で該当する事象は発生していませ	49条
悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた		ん。(イ)(第三者に対する損害賠償責任)理事会において第三者に対	(イ):理事会資料
場合、当該役員は、これを賠償する責任を負いま		│ する損害賠償責任について確認しています。なお、基準日時点で該当す │ る事象は発生していません。	(2022. 3. 8)
す。 ⑦役員(理事・監事)が本法人又は第三者に生じた損	_	つ事家は光主しているせん。 ⑦ (連帯責任) 私立学校法に基づき、遵守しています。なお、基準日時	特になし
害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損	0	①(建市負付)福立子収益に基って、延りしています。なの、基準口時 点で該当する事象は 発生していません。	付になり
害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連		W(N) 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
帯して責任を負います。			
⑧役員 (理事・監事) の本法人に対する責任が加重と	0	⑧ (損害賠償責任の減免) 私立学校法に基づき寄附行為に規定していま	寄附行為第49条
ならないよう損害賠償責任の減免について、寄附		す。	第2項
行為に規定しています。			
⑨理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、詳決に加わることができません。	0	⑨ (議事参与制限) 私立学校法に基づき寄附行為に規定しています。	寄附行為第13条
事は、議決に加わることができません。 2-2 理事			第13項
	-	-	
(1)理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化	-	-	
①理事長は、法令及びこの寄附行為に規定する職務	0	- ①(理事長役割) 私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守していま	寄附行為第 16 条
を行い、この法人内部の事務を総括し、この法人の業		す。	
務について、この法人を代表します。			
②理事長のほか学園長及び常務理事を置き、各々の	0	②(学園長配置及び役割)寄附行為に規定しています。なお、基準日時点	寄附行為第18条、
役割のほか、理事長の職務代理者も明確に定めま		で理事長が学園長を 兼務しています。 (常務理事配置及び役割)寄附行為に規定しています。	第 19 条、第 19 条
す。		(理事長の代理権限順位)寄附行為に規定し、遵守しています。具体的	の 2
		には、理事会において 理事長の職務代理者を指名しています。	
 ③理事長を含む理事の解任については、寄附行為に		 ③ (理事長・理事の解任) 私立学校法に基づき寄附行為に規定していま	寄附行為第6条、
明確に定めます。	0	す。	第11条
④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため	0	④(法令遵守・忠実義務)私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守し	寄附行為第 12 条
忠実にその職務を行います。		ています。	第1項第1号、第
			16条
⑤理事は、善良な管理者の注意をもって職務を行い、	0	⑤(善管注意義務) 私立学校法に基づき、遵守しています。 (法人に対	寄附行為第 49 条
法人または第三者に損害を加えた場合には賠償責 任義務を負います。		する損害賠償責任)私立学校法に基づき寄附行為に規定しています。な お、基準 日時点で該当する事象は発生していません	
□ 仕我物を負います。□ ⑥理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのあ		の、基準 口時点で該当りの事家は光土していません ⑥ (監事への報告義務) 私立学校法において準用する一般社団法人・財	特になし
る事実を発見した場合は、これを理事長及び監事	0	団法人法に基づき、 遵守しています。なお、基準日時点で該当する事	付になり
に報告します。		象は発生していません。	
⑦競業及び利益相反取引を行おうとするときは、理	0	⑦(利益相反取引)私立学校法において準用する一般社団法人・財団法	寄附行為第 49 条
事会において当該取引について事実を開示し、承		人法に基づき寄附行 為に規定しています。	第3項
認を受ける必要があります。			
(2)学内理事の役割	-	-	
①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、	0	①(役割)教職員理事については、各々の知見を活かし、適切に業務を遂	特になし(実態に
教育・研究、経営面について、大学・各学校の持続		行しています。	合わせた記載)
的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務			
執行を推進します。			
②教職員として理事となる者については、教職員と	0	②(業務配慮)左記のとおり、教職員としての業務量等に配慮しつつ、理	特になし。
しての業務量などに配慮しつつ、理事としての業		事としての業務に専 念できるようにしています。	
務を遂行します。 (3)外部理事の役割			
(O) /I'IIPITTYVIXII'	-	-	
①複数名の外部理事(私立学校法第38条第5項に該	0	①(選任)私立学校法に基づき、遵守しています。具体的には、基準日時	理事・監事名簿
当する理事)を選任します。		点で8名の外部理事 を配置しています。	(2024年4月1日)
②外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強	0	②(役割)外部理事は理事会において多様な視点から意見を述べ、議論	特になし。
化のため、理事会において様々な視点から意見を 述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事		の活発化に寄与しています。 	
が、、理事会の議論の活発化に大きく奇与し、理事としての業務を遂行します。			
③外部理事には、審議事項に関する情報について理		 ③(サポート)寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、各理	寄附行為第 13 条
事会開催の事前・事後のサポートを十分に行いま	0	事に対し、理事会開 催前に関係資料を添えて付議事項を通知していま	第5項
す。		す。事後においても、必要に応じてサポー トを行っています。	
(4) 理事への研修機会の提供と充実	_	-	
 全理事(外部理事を含む)に対し、十分な研修機会を		 	<u></u> 特になし。
提供し、その内容の充実に努めます。	0	- 「研修機会)年に「後、建事会研究会を実施しているす。との他、手國 - 研修会の案内をしています。	1310 000
2-3 監事	_	_	
(1) Fit o = 76 (/0 thill 74076 fet = 72)	ļ -	_	
(1)監事の責務(役割・職務範囲)について	-	-	
①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責	0	①(善管注意義務) 私立学校法に基づき、遵守しています。 (第三者に	特になし。
任義務を負います。		対する損害賠償責任)私立学校法に基づき、遵守しています。	
②監事は、その責務を果たすため、寄附行為に則り、	0	②(重要会議出席)私立学校法に基づき、遵守しています。具体的には、	特になし。
理事会その他の重要会議に出席することができま		理事会、評議員会、 財務委員会に出席しています。	

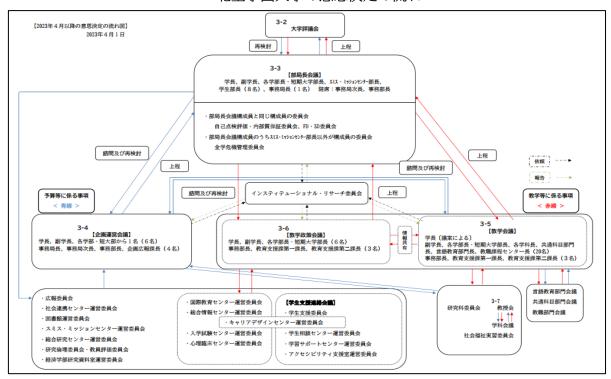
す。 ③監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	0	③ (職務) 私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、毎会計年 度、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告しています。	寄附行為第 9 条第 1 項第 1~4 号
④監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	0	④(不正行為の報告)私立学校法に基づき寄附行為に規定しています。 なお、基準日時点で 該当する事象は発生していません。(理事会等の 招集)私立学校法に基づき寄附行為に規定しています。また、監事が理 事長に 理事会等の招集を請求しても実現されなかった場合、監事自ら が理事会等を招集できる旨を 寄附行為に規定しています。なお、基準 日時点で該当する事象は発生していません。	寄附行為第 9 条第 1 項第 5 号 · 6 号
⑤監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が 生じるおそれがあるときは、当該理事に対し 当該行為をやめることを請求できます。	0	⑤(差止請求) 私立学校法において準用する一般社団法人・財団法人法に基づき寄附行為に規定しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。	寄附行為第9条第 3項
(2) 監事の選任	-	-	
①監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は 評議員会の同意を得て監事を選任します。 ②監事は2名置くこととします。 ③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の 就任・退任時期について十分考慮します。	0	①(選任)私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。 ②(人数)私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。 ③ (業務の継続性の配慮) 基準日時点で該当する事象は発生していません。監事相互の就任・退任時期について十分考慮するよう努めます。	①寄附行為第8条 ②寄附行為第5条 第1項第2号 ③特になし。
(3)監事監査基準	-	-	
①監事は、寄附行為に基づき監査を実施し、監査結果 を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会 及び評議員会に報告し、これを公表します。	0	①(監査実施・監査報告書作成・報告) 私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。(監査報告書公表) 監査報告書は学校法人北星学園のウェブサイトにて公表しています。 【令和5年度監査報告書https://houjin.hokusei.ac.jp/hgu/wpcontent/uploads/2023/06/3-7.2022%E7%9B%A3%E6%9F%BB%E5%A0%B1%E5%91%8A%E6%9B%B8.pdf	寄附行為第9条第 1項第1~4号
(4) 監事業務を支援するための体制整備	遵守	遵守状況	根拠規程(非公表)
①監事、公認会計士(及び内部監査者の三者)による 監査結果について、意見を交換し監事監査の機能 の充実を図ります。	0	①(三様監査)内部監査規程に規定し、遵守しています。	内部監査規程第 3 条
②監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	0	②(研修機会)年に1度、理事会研究会を実施しています。その他、学園 研修会の案内をして います。また、文部科学省が実施する監事研修会 に参加しています。	特になし
③本法人は監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	0	③(サポート) 各監事に対し、理事会開催前に関係資料を添えて付議事項を通知しています。 事後においても、必要に応じてサポートを行っています。	寄附行為第 13 条 第5項
④その他、監事の業務を支援するための体制整備に 努めます。		④(支援体制)監事業務の遂行に必要な情報提供を随時行っています。	特になし
2-4 評議員会	-	-	
(1)諮問機関としての役割	-	-	
次に掲げる事項について、理事長は評議員会に対し予め、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。 ①名誉理事長及び顧問の委嘱 ②年度予算及び事業計画の決定 ③事業に関する中期的な計画 ④役員に対する報酬等(報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう)の支給の基準 ⑤年度内の収入をもって償還し得ない長期資金の借入 ⑥寄附行為の変更 ⑦不動産の買受 ⑧寄附金品の募集 ⑨予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ⑩その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認めた事項	0	(議決事項・諮問事項・議事参与制限) 私立学校法に基づき寄附行為に 規定し、遵守しています。	寄附行為第 26 条
(2) 評議員からなるべく多くの意見を聴取することができるよう、議事運営方法の改善に努めます。	0	(議事運営方法改善)議長と議論の活性化に繋がる議事運営について検討し、改善に努めて います。また、各評議員に対し、評議員会開催前に関係資料を添えて付議事項を通知することで、評議員会における資料説明を効率化し、意見交換の時間を確保しています。	寄附行為第 22 条 第 6 項
(3)評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	0	(意見具申) 私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。	寄附行為第28条

(4)評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議 員会の同意を得るための審議をします。その際、事 前に理事長は当該監事の資質や専門性について十 分検討します。	0	(監事の選任)私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。	寄附行為第8条
2-5 評議員	-	-	
(1)評議員の選任	-	-	
①評議員の人数は、理事の定数の二倍をこえる数を 選任します。	0	① (人数) 私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。 具体的には、理事 18 人に対し、評議員 41 人と規定しており、基準日時点で 18 名の理事に対し 40 名の評議員を選任しています。	寄附行為第5条第 1項第1号、第22 条第2項 理事・監事名簿 評議員名簿 (2024年6月1日)
②評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 本法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ 本法人の設置する大学・各学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	0	②(評議員となる者) 私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、基準日時点でア 18 名、イ 5 名、ウ 17 名を配置しています。	寄附行為第 22 条 第 2 項第 1~10 号 評議員名簿 (2024年6月1日)
③本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	0	③ (有識者評議員) 私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、 評議員として、ア. 福音主義キリスト教会の教師等のうちから評議員会において選任される者 4人、イ. この法人の設置する学校に在籍する学生及び生徒の父母のうちから評議員会におい て選任される者5人、ウ. この法人に関係ある学識経験者のうちから理事会の推薦を経て評議 員会において選任される者8人を選任することを規定し、基準日時点でア4名、イ5名、ウ 8名を配置しています。	寄附行為第 22 条 第 2 項第 8~10 号 評議員名簿 (2024年6月1日)
④評議員の選任方法は、各選出区分により推薦され た者について、当該候補者を選任する扱いとして います。	0	④(選任方法)北星学園理事·監事及び評議員選任内規に基づき選任しています。	理事・監事及び評 議員選任内規 (2024年6月1日)
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	-	-	
①本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報に ついて、評議員会開催の事前・事後のサポートを十 分に行います。	0	①(サポート)寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、各評議 員に対し、評議員会 開催前に関係資料を添えて付議事項を通知してい ます。事後においても、必要に応じてサポートを行っています。	寄附行為第 22 条 第 6 項
②本法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供 し、その研修内容の充実に努めます。	0	②(研修機会)全評議員に対し、評議員会開催時に、法人及び設置学校を 取り巻く環境や各事 業計画の進捗状況及び課題等を説明しています。 また、学内評議員は学内外の各種研修等に 参加しています。	特になし
第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)	-	-	
●大学の教学ガバナンス 学長の任免は、大学学則第53条に基づき、「評議会の 議を経て法人理事会がこれを行う」とあり、大学規程 第4条において、「学長は、本学の校務を総理し、所 属職員を指揮監督する。」としています。なお、学長 の選任は「学長の選挙に関する規程」に基づいて行わ れます。	-	-	
3-1 学長	-	-	
(1) 学長の責務(役割・職務範囲)	-	-	
①学長は、大学学則第1条に掲げる目的を達成する ため、リーダーシップを発揮し、本学の校務を総理 し、所属教職員を指揮監督します。	0	① (学長の役割) 学校教育法に基づき大学規程に規定し、遵守しています。	大学規程第4条
②所属教職員が、中長期計画、年間運営計画、学校法 人と大学の財務情報、補助金の状況及び認証評価 などの国の文教政策を十分理解できるよう、これ らを積極的に周知し共有することに努めます。	0	② (方針等の共有) 大学評議会等の各種会議体及び学内広報等において情報共有を行っています。	特になし
③学長は、自らが理事会の構成員であることを十分 意識して職務にあたります。	0	③ (学長の役割) 理事会の構成員であるという自らの役割を踏まえ、職務に当たっています。	特になし

(2) 学長補佐体制(副学長・学部長の役割)	遵守	遵守状況	根拠規程 (非公表)
①大学に副学長を置くことができるようにしており、大学規程において「副学長は、学長の職務を補佐するとともに、学長の命を受けて本学の教育、研究、学生支援その他教学に関する事項を統括する。」としています。	0	① (副学長の役割) 学校教育法に基づき大学規程に規定し、遵守しています。なお、副学長の所掌校務は「北星学園大学の組織・機構図」で示しています。	大学規程第6条、 組織・機構図
②大学に学長特別補佐を置くことができるようにしており、大学規程において「学長特別補佐は、学長の特命を受け、本学の戦略的な運営に係る特定の業務に従事するものとする。」としています。	0	② (学長特別補佐の役割) 学校教育法に基づき大学規程に規定しています。なお、基準日時 点で学長特別補佐の配置はありません。	大学規程第7条の 2~3
③学部長は、大学規程、事業計画、中期的な計画及び教授会の決定した方針に基づき、学部の校務を統括します。また、部局長会議の構成員として、学長を補佐して本学の日常業務及び連絡調整を行い、学長の下で全学の統一的な業務執行を行うとともに、本学の運営に係る重要事項及び中長期的課題について必要な政策討議を行います。	0	③(学部長等役割)大学規程に規定し、遵守しています。	大学規程第 39~40 条
3-2 大学評議会	-	-	
(1)大学評議会の役割 大学規程に規定された事項について審議すること で、適切な手続きのもとで学長の意思決定が行われ るように、大学評議会を設置しています。学長、副学 長、学部長、スミス・ミッションセンター部長、学生 部長、事務局長、事務局次長、大学事務部長の他、学 部から選出された教育職員各3人、事務・用務職員か ら選出された5人及び附属高等学校長で構成されて います。大学評議会は、本学における教育及び研 究の計画に関する事項、本学の人事に関する事項、本 学の学則及び本学の諸規程の制定並びに改廃に関す る事項及びその他本学の組織及び運営に関する事項 等を審議します。	0	- (大学評議会の役割)大学規程に規定し、遵守しています。	大学規程第 8 条、 第 10 条
3-3 部局長会議	-	-	
(1)部局長会議の役割	_	-	
部局長会議は、学長を補佐して北星学園大学の日常業務及び連絡調整を行い、学長の下で全学の統一的な業務執行を行なうとともに、本学の運営に係る重要事項及び中長期的課題について必要な政策討議及び決定を行なうことを目的としています。 部局長会議は、教員の人事計画に関する事項、入学者選抜の合否調整に関する事項、ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントに関する事項、学則及び大学院学則の改正案の立案に関する事項、学則施行細則(学内諸規程)の制定及び改廃の立案に関する事項並びにその他学長の諮問した事項を審議します。 また、企画運営会議から上程された事項、教学政策会議から上程された事項、教学政策会議から上程された事項、教学会議から上程された事項及びその他学長が必要と認めた事項については、部局長会議で審議のうえ、大学評議会に付議します。	0	(部局長会議の役割) 大学規程及び部局長会議規程に規定し、遵守しています。	大学規程第 12 条、部局長会議規程
3-4 企画運営会議	_	-	
(1) 企画運営会議の役割	-	-	
企画運営会議は、北星学園大学の中長期的総合整備計画に従い、その経営部面に関する諸施策を総合的な観点から企画及び立案することを目的としています。 企画運営会議は、経営部面に係る総合整備計画の策定に関すること、学部、短期大学部、大学院及び学科等の将来計画の立案に関すること、財務計画の立案に関すること、財務計画の立案に関	0	(企画運営会議の役割)大学規程及び企画運営会議規程に規定し、遵守 しています。	大学規程第 16 条、 企画運営会議規程

すること、予算編成方針の立案に関すること、予算原案の立案に関すること、施設・設備の維持・整備及び施設・設備の拡充計画の立案に関すること、校地の利用計画の立案に関すること、社会連携センター等の社会連携及び生涯学習に係る基本方針の企画立案に関すること、広報活動に係る基本方針の企画立案に関すること及びその他学長の諮問した事項を審議します。			
3-5 教学会議	-	1	
(1)教学会議の役割	-	-	
教学会議は、教学政策会議に関いて、教学の事業に関いて、教学の事業に関い、教学政策会議に「「卒業認定のでは、大学を、大学の事業に関いて、教学のの事業に関いて、教学のののでは、大学を、大学を、大学を、大学を、大学を、大学を、大学を、大学を、大学を、大学を	0	(教学会議の役割)大学規程及び教学会議規程に規定し、遵守しています。	大学規程第 18 条、教学会議規程
3-6 教学政策会議	-	-	
(1)教学政策会議の役割	_	-	
教学政策会議は、北星学園大学大学院及び北星学園大学の事業に関する中期的な計画に従い、教学するとともに、3つのポリシー(「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」)に基づく教育の質保証及び教学マネジメントその他本学の教学政策を推進することを制定しています。教学政策会議は、教育の質保証及び教学マネジメントに係る基本方針の立案に関することと、評しています。教学政策会議は、教育の質保証及び教学マネジメントに係る基本方針の立案に関することと、評しています。 ステン (大学院を含む)、入試政、キャリア育に係る基本方針の立案に関すること、教育政策の推進に係る基本方針の立案に関すること、教育政策の推進に係る基本方針の立案に関すること、教学政策の推進に係る基本方針の立案に関すること、教学政策の指述に係る基本方針の立案に関すること、教学政策の指述に係る基本方針の立案に関すること、教学政策の指述に係る基本方針の立案に関すること、教育政策の指述に係る基本方針の立案に関すること、教育政策の指述に係る基本方針の立案に関すること、表別に係る基本方針の立案に関すること、表別に係る基本方針の立案に関すること、表別は記述を表別で表別により、表別で表別では、表別では、表別で表別で表別では、表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表	0	(教学政策会議の役割) 大学規程及び教学政策会議規程に規定し、遵守しています。	大学規程第 25 条、教学政策会議
	-	-	
(1) 教授会の役割(学長と教授会の関係)	_	-	
大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。教授会は、「北星学園大学学則第 52 条」「北星学園大学短期大学部学則第 39 条」「大学規程第 45 条」に基づき審議し、学長が決定すべき事項については、すみやかに学長に報告するものとしています。	0	(教授会の役割) 学校教育法に基づき学則及び大学規程に規定し、遵守 しています。	学則第 52 条 (短大学則第 39 条)、大学規程第 45 条

北星学園大学の意思決定の流れ



●中学・高校の教学ガバナンス	\ * -	\# chi \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	101m1010 (4FV +)
	遵守	遵守状況	根拠規程(非公表)
校長の選考ならびに任免は、各学校の校長選考規程に基づき候補 者を選任し、法人理事会に任命を上申することとしています。学校	-	-	-
有を選任し、法人理事会に任命を上中することとしています。子仪 教育法第49条、第62条に基づき、「校長は、校務をつかさどり、			
所属職員を監督する。」こととします。			
3-8 校長	-	-	-
(1) 校長の責務(役割・職務範囲)	-	-	_
①校長は、学則に掲げる目的を達成するため、学校教育法の規定に 基づき、設置校の校務をつかさどり、所属教職員を統督・監督し ます。	0	①(校長の役割)学校教育法に基づき学則に規定し、遵守しています。	学校教育法及び各 校学則
②所属教職員が、中長期計画、年間運営計画、学校法人と当該学校 の財務情報及び補助金の状況などの国の文教政策を十分理解で きるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	0	② (方針等の共有) 職員会議等の各種会議体及び校内広 報等において情報共有を行っています。	特になし
③校長は、自らが理事会の構成員であることを十分意識して職務に あたります。	0	③ (校長の役割) 理事会の構成員であるという自らの役割を踏まえ、職務に当たっています。	特になし
(2) 校長補佐体制 (教頭の役割)	-	-	-
①校長の補佐を目的に、教頭を配置することを学則に規定します。	0	①(教頭の配置)学則に規定し、遵守しています。	学校教育法及び各 校学則
②教頭は、学校教育法の規定に基づき、校長を助け、校務を整理し、 及び必要に応じ生徒の教育をつかさどります。	0	② (教頭の役割) 学校教育法の規定に基づいた役割を実行しています。	-
3-9 職員会議	-	-	_
職員会議は、校長の職務の円滑な執行に資することを目的としています。	0	校長の職務の円滑な執行及び学校運営の円滑な実施に 資することを目的に職員会議を置いています。	-
第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)	遵守	遵守状況	根拠規程(非公表)
私立大学・学校は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神に基づき、自律的に教育事業を担う私立大学・学校は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たしてゆかねばなりません。ステークホルダー(学生・生徒・保護者、同窓生、教職員等)はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、他の公益的な法人に比して同程度の公共性と信頼性を担保する必要があります。	-	-	

4 1 244 14/4 1441		T	
4-1 学生・生徒に対して	-	-	
(1)学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明			
確にします。 ①学部等ごとの3つの方針(ポリシー) ア 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) イ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) ウ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)	0	①(3ポリシー)学校教育法施行規則に基づき「各学科及び研究科の3ポリシー」を策定し、大学公式ウェブサイトで公表しています。【教育研究目的と教育方針】https://www.hokusei.ac.jp/ideal/policy/これに加え、学生の授業履修検討に資することを目的として、「カリキュラムマップ・ナンバリング」を作成しています。	特になし
②自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果 に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学 修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。	0	②(自己点検・評価の実施・公表・改善)学校教育法に基づき学則等に規定し、遵守しています。「学内での組織的な点検体制」に加え、学外有識者・企業関係者等による「外部評価」を定期的に実施しており、これらで得た指摘事項をもとに改善活動を行っています。	学則第2条(短大学 則第1条の2)、自己 点検評価及び内部質 保証に関する規程
③多様性を包摂することの理念を踏まえ、「キャンパス・ハラスメントの防止と解決に関する実施要項」に基づき、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	0	③(ハラスメント対応)キャンパス・ハラスメントの防止 と解決に関する実施要項に規定し、遵守しています。	キャンパス・ハラス メントのン防止と解 決に関する規程
(2) 中学・高校のウェブサイトにおいて、それぞれの教育目標、カリキュラム、特色ある取組み等を公開し、入学から卒業に至る学びの具体的な道筋を、生徒・保護者に対して明確にします 4-2 教職員等に対して			
	-	-	
(1)教職協働	-	-	
実効性ある中長期計画の策定・実行・評価・改善(PDCA サイクル)による大学・各学校の価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	0	(教職協働)大学設置基準及び短期大学設置基準に基づき、教員と事務職員等は、それぞれの職務を踏まえ、日常的に協働しています。また、大学評議会等の各種会議に構成員として教員・事務職員双方が参画する等、教職協働体制を確保しています。	大学設置基準第2条 の3(短大設置基準 第11条の3)、学則 第3条の2、大学規 程第33条、FD·SD に 関する規程、FD·SD の 基本方針について
(2) スクール・ディベロップメント	-	-	
全構成員による、建学の精神(理念)に基づく教育・研究活動等 を通じて、大学・各学校の社会的価値の創造と最大化に向けた取組 みを推進します。	_	-	
①ボード・ディベロップメント:BD ア 常任理事は、寄附行為等関連規定等に基づく責任担当事業領域・職務に係る PDCA を毎年度明示します。 イ 監事は毎年度監査計画を策定し、監査報告書を理事会及び評議員会に報告します。	0	①ア(BD 推進) 寄附行為等関連規程等に基づき、当該年度の運営計画及び中長期計画の取り組む事柄について、PDCA を実践し、一つずつ実行しています。 イ 監事は、監査計画を策定し、監査報告書を理事会及び評議員会に報告しています。	寄附行為、運営計 画及び中長期計画
②ファカルティ・ディベロップメント:FD ア 大学・短期大学部の教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、可能な限り年次計画に基づき取組みを推進します。イ 中学・高校教員が各学校における教育活動の促進及び教育職員の資質の向上を図るために、短期研修の機会を用意し、「中学・高等学校教育職員短期研修規程」を整備します。	0	②ア(FD 推進)大学設置基準及び短期大学設置基準に基づき学則等に規定し、遵守しています。具体的には、FD・SD に関する規程に基づき、組織的に FD の実施状況を把握しつつ、FD・SD の基本方針に沿った取組みを推進しています。 イ「中学・高等学校教育職員短期研修規程」に基づき、取組を推進しています。	大学設置基準第25条 の3(短大設置基準 第11条の3)、学則 第3条の2、大学規 程第33条、FD·SD に 関する規程、FD·SD の 基本方針について、 中学・高等学校教育 職員短期研修規程、
③スタッフ・ディベロップメント:SD ア すべての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための 取組みを推進します。 イ SD 推進に係わる基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを 推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の 高度化に向け、可能な限り年次計画に基づき業務研修を行います。	0	③ア(SD 推進)大学設置基準及び短期大学設置基準に基づきFD・SD に関する規程に規定し、遵守しています。 イ・ウ(基本方針に基づく研修)「北星学園大学 求める人材像」「北星学園大学 人材育成の目標・方針(教員・職員共通)」を定め、FD・SD に関する規程に基づき、組織的に SD の実施状況を把握しつつ、FD・SD の基本方針に沿った取組みを推進しています。	ア:大学設置基準第43条の3(短大設置 基準第42条の3、FD· SDに関する規程 イ、ウ:北星学園大学 求める人材像、北星 学園大学 人材育成 の目標・方針(教員・ 職員共通)、FD·SD の 基本方針について
4-3 社会に対して	-	-	
(1) 認証評価及び自己点検・評価	-	-	
①認証評価 平成 16 (2004) 年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科	0	①(認証評価)学校教育法に基づき自己点検評価及び内部質保証に関する規程に規定し、遵守しています。大学・短期大学共に文部科学大臣が認証する評価機関の評価	自己点検評価及び内 部質保証に関する規 程第13条

学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付け		を 2022 年度に受審し、「適合(適格)」の認定を得てい	
られました。評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改		ます。	
善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。			
ア 北星学園大学 認証評価結果			
(公) 大学基準協会の認証評価を 2008 年度、2015 年度、2022 年度			
に受審し「適合」の認定を得ています。			
イ 北星学園大学短期大学部 認証評価結果			
(財)大学・短期大学基準協会の認証評価を 2008 年度、2015 年度、			
2022 年度に受審し「適格」の認定を得ています。			
2022 平反に文番し「週俗」の認定で待ているり。 			
②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革 (PDCA サイクル)		 ②(自己点検を踏まえた PDCA)学校教育法に基づき学	学則第2条(短大学
	0	②(自己点候を聞よんだ「DCA)子校教育法に奉うさ子 則等に規定し、遵守しています。「学内での組織的な点	子則第2条(短人子 則第1条の2)、自己
の実施		検体制」に加え、学外有識者・企業関係者等による「外	点検評価及び内部質
教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び		部評価」を定期的に実施しており、これらで得た指摘事	保証に関する規程
各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、		項をもとに改善活動を行っています。また、中長期計画	水皿に対する水性
その結果を踏まえた改善・改革のための計画(中長期計画も含む)		については、2022 年度の認証評価の受審結果に基づい	
を策定し、実行します。		た見直しを実施しました。	
③学内外への情報公開		③(情報公開)学校教育法に基づき、遵守しています。具	特になし(実態に合
自己点検や改善改革に係る情報及び保有する教育・研究をはじめ	0	体的には、自己点検評価報告書を、	わせた記載)
とする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に		大学公式ウェブサイトで公開しています。	
公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を		【自己点検評価報告書・評価資料について】	
大田 ない 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大		https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/evaluation2/	
(2) 社会貢献・地域連携			
	遵守	遵守状況	根拠規程(非公表)
北星学園大学は、開学以来、地域・社会そして世界に開かれた大	_	-	
学となることを基本理念として掲げています。大学における教育・			
研究から「知と技」を生み出し、それらが社会において成果を発揮			
し、地域の福祉、教育、文化及び産業等の振興並びに地域・国際社			
会の発展に貢献する、地域に根ざし、世界に開かれた大学となるこ			
とを目指します。			
①本学における教育・研究から生まれた「知と技」を、自治体、企	0	①(社会還元)教育活動の社会還元の一例として、以下の	特になし(実態に合
業・団体、非営利組織等と連携して、地域の福祉、教育、文化及び		とおり自治体・企業等と協定を締結	わせた記載)
産業等に還元し、もってその振興に貢献します。		し、協定の目的に沿って連携を推進しています。	
		・札幌市厚別区・株式会社札幌副都心開発公社との三者	
		連携協定	
		・社会福祉学部と北海道社会福祉協議会との連携協定	
		・北星学園大学短期大学部と㈱JTB 北海道事業部との連	
		携協定	
		・北星学園大学短期大学部と北海道後志総合振興局と	
		グローバル人材育成に係る連携協定 等	
		【地域連携】	
		https://www.hokusei.ac.jp/activity/community/ ②(多様な学習機会の提供)左記のとおり実施していま	#1-+\l /由約1-A
②北星オープンユニバーシティをはじめとする各種講座を開講し、	0	②(多様な子盲機会の提供)左記のとあり美施していま す。この他、各種協定による地域活動などに取組んでい	
図書館など本学の教育機能を地域社会に開放することで、生涯学習		· · · .	わせた記載)
など多様な学習機会を提供する他、学生・教職員が地域活動に積極		ます。	
的に携わるよう努めます。			
③本学での教育課程及び地域での活動を通じ、卒業後も地域社会・	0	③ (人材育成) 本学の教育課程の定期的な見直しと学生	特になし(実態に合
国際社会での活動に携わる人材育成に努めます。		の地域活動の活性化に資する環境づくりを検討し続け、	わせた記載)
		今後も、多種多様なフィールドで活躍できる人材の育成	
(a) +# =#		に努めます。	
(3)中学・高校においても、学校評価として自己評価、関係者評	-	-	
価、第三者評価等を実施し、ホームページ等を通じて積極的に公開			
します。また、教育課程において世界を含む社会情勢、多文化共生			
社会などについて理解を深めるととともに、ボランティア活動等を			
通じて地域社会と繋がり、社会貢献に努めます。			
4-4 危機管理及び法令遵守	_	-	
(1) 危機管理のための体制整備	-	-	
①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取組みます。	0	①ア(大規模災害)危機管理に関する規程により、全学	全体:北星学園大学
ア大規模災害		危機管理委員会等の体制を整備して	危機管理に関する規
イ 感染症		います。その他、消防計画を定めています。	程
ウ 不祥事(ハラスメント、公的研究費不正使用等)		イ (感染症) 危機管理に関する規程により、全学危機管	ア:消防計画
- 111- (理委員会等の体制を整備していま	イ:新型コロナウイ
		す。その他、新型コロナウイルス感染拡大防止のための	ルス感染拡大防止の
		危機管理ステージを定めています。	ための危機管理ステ
		ウ (ハラスメント) 危機管理に関する規程により、全学	ージ
		危機管理委員会等の体制を整備して	ウ:キャンパス・ハラ
		います。その他、キャンパス・ハラスメントの防止と解	スメントの防止と解

②災害防止、不祥事防止対策に取組みます。 ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策	0	決に関する実施要項を定めています。さらに、「北星学園におけるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する方針」の他に、2024年4月1日付けで「北星学園におけるハラスメントの防止等に関する方針」を制定した。(研究費不正)危機管理に関する規程により、全学危機管理委員会等の体制を整備しています。その他、公的研究費の運営・管理に関する規程等を定めています。また、ア〜ウについて、「北星学園大学危機管理マニュアル」を作成・整備し、遵守しています。②ア(安全安心)労働安全衛生法に基づき安全衛生委員会規程に規定し、遵守しています。イ(減災・防災)消防計画に規定し、遵守しています。具体的には、消防用設備等の整備や防火・防災訓練の実施等を行っています。ウ(ハラスメント防止)キャンパス・ハラスメントの防止と解決に関する実施要項に規定し、遵守しています。エ(情報セキュリティ)情報セキュリティ基本方針に規定し、遵守しています。オ(その他リスク防止)安全衛生委員会等において、リスク防止に向けた対策を適宜実施しています。	決、 (大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大
③事業継続計画の策定に取組みます。	0	③(事業継続計画)「北星学園大学 危機管理マニュアル」を作成・整備し、遵守しています。	北星学園大学危機管 理マニュアル
(2)法令遵守のための体制整備	-	-	
①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則及び 諸規程(以下「法令等」という)を遵守するよう組織的に取組みま す。	0	①(法令遵守)倫理要綱に規定し、遵守しています。	倫理綱領
第5章 透明性の確保	-	-	
私立大学・学校は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営、教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。 私立大学・学校は、多くのステークホルダーから支持されることが必要であり、その目的は教育、研究、社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営、活動の透明性を確保します。 私立大学・学校は、教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置づけとは異なり、運営及び活動の公共性、適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。 5-1 情報公開の充実 (1)法令上の情報公表 公表すべき事項は学校教育法施行規則(第172条第2項)、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。 ①教育・研究に資する情報公表		- - - - - - (注字樗起外表) 大学小学ウェブサイトにおいて、左	枯ーか」(奴党毒歯
ア 大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) ウ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) エ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー) オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに 進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用 シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力 セ 教員の養成の状況についての情報 ②法人に関する情報公表	0	① (法定情報公表) 大学公式ウェブサイトにおいて、左記の情報を公表しています。 私立学校法第 63 条の 2 関係(教育研究上の目的、3 ポリシー、組織、教員情報、入学者数、学生数等、就職・進学情報、授業科目情報、学修成果、卒業要件、施設設備、授業料等、学生支援) 【大学公式ウェブサイト】https://www.hokusei.ac.jp/【情報の公表】https://www.hokusei.ac.jp/【情報の公表】https://www.hokusei.ac.jp/更加していたの	特になし(経常費補 助金の「情報の公表」 にて、左記の情報を 公開するようがあられており、その際に IPを印刷した根拠資 料を保管している)
②広へに関する情報なる ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く)	0	② (法定情報公表) 子校法人北生子園 フェブリイトにおいて、左記の情報を公表しています。 学校教育法施行規則第 172 条の 2 関係 (寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支	特になり(検吊貨棚 助金の「情報の公表」 にて、左記の情報を 公開するよう求めら

オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書		計算書、事業報告書、役員等名簿、役員報酬基準) 【法人ウェブサイト】https://houjin.hokusei.ac.jp	れており、その際に HP を印刷した根拠資 料を保管している)
(2) 自主的な情報公開	-	-	
法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの 判断により努めて最大限公開します。	-	-	
①教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生数 イ 大学間連携 ウ 地域連携並びに社会貢献活動 エ 実務経験のある教員等による授業科目 オ IR 情報 カ 研究成果に関する情報 キ 中学・高校における教育課程、特色ある取り組み、授業料等 の学校が徴収する費用等 ②法人に関する情報公開	0	①(自主的情報公開)大学公式ウェブサイトにおいて、 左記の情報を公表しています。 【大学公式ウェブサイト】https://www.hokusei.ac.jp/ 【情報の公表】 https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/ キの情報は以下のURLで公表しています・ 【女子中高】https://www.hokusei-ghs-jh.ed.jp/ 【附属高】https://www.hokusei-g-h.ed.jp/	特になし(情報の公 表でア〜キのページ に飛ぶようにリンク を張っている)
②法人に関する情報公開 ア 中期的な計画	0	②(自主的情報公開)大学公式ウェブサイトにおいて、 左記の情報を公表しています。 【大学公式ウェブサイト】https://www.hokusei.ac.jp/ 【情報の公表】 https://www.hokusei.ac.jp/publicinfo/	特になし(情報の公 表からアのページに 飛ぶようにリンクを 張っている)
(3)情報公開の工夫等	-	-	
①上記(1)②及び(2)②の法人に関する情報については、Web 公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	0	①私立学校法に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。 具体的には、 事業報告書を各学校に備え置き、 請求に応じて開示できる体制を整えている。	寄附行為第38条
②公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、大学要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	0	②(公開方法)大学公式ウェブサイト及び大学ポートレートを適宜更新し、情報公開しています。また、「大学要覧」「入試ガイド」「学科パンフレット」「HOKUSEI@COM」「キタボシ」 等を発行し、閲覧者に応じた情報公開を行っています。	特になし(実態に合わせた記載)
③公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	0	③(説明方法の工夫)各媒体において、閲覧性及び利便性 の向上を目指し、適宜改良を行って います。	特になし(実態に合わせた記載)

以上